

中国税務速報

2023年7月18日

1. 【財政部 稅務総局 工業・情報化部公告 2023年第10号】新エネルギー自動車車両購入税減免政策の継続及び最適化に関する公告

新エネルギー自動車産業の発展を奨励し、自動車消費を促進するため、新エネルギー自動車取得税減免政策の継続及び最適化に関する事項について以下のとおり公告します。

一. 2024年1月1日から2025年12月31日までの期間に購入した新エネルギー自動車に対しては、自動車取得税が免除されます。ただし、新エネルギー自動車1台当たりの免税額は3万元を超えない範囲とします。2026年1月1日から2027年12月31日までの期間に購入した新エネルギー自動車に対しては、自動車取得税が半減されます。ただし、新エネルギー自動車1台当たりの減税額は1.5万元を超えない範囲とします。

購入日は、自動車販売統一発票、または、税関関税専用納付書等の有効な証憑の発行日に基づき確定されます。

自動車取得税減免政策の対象となる新エネルギー自動車とは、新エネルギー自動車製品の技術要求に合致する純電気自動車、プラグインハイブリッド（レンジエクステンダー式を含む）自動車、燃料電池自動車を指します。新エネルギー自動車製品の技術要件については、工業・情報化部が財政部、税務総局と共に、新エネルギー自動車技術の向上、規格体系の発展、車種モデルの変化の状況に基づき策定します。

新エネルギー自動車とは、設計・製造・技術的特性の面で、主に乗客およびその手荷物並びに臨時物品の輸送に用いられ、運転席を含めて最大9席を超えない新エネルギー自動車を指します。

二. 販売者が「電池交換式」新エネルギー自動車を販売する際に、動力電池を含まない新エネルギー自動車と動力電池とを別々に売上計上して、それぞれの発票を発行した場合、自動車購入者が動力電池を含まない新エネルギー自動車を購入する際に取得した自動車販売統一発票に記載された税抜価格を自動車取得税の課税価格とします。

「電池交換式」新エネルギー自動車は、電池交換の関連技術基準及び要件を満たし、かつ、新エネルギー自動車生産企業が自ら、または、第三者に委託してユーザーに電池交換サービスを提供しなければならない。

三. 工業・情報化部、税務総局は、「自動車取得税減免の新エネルギー自動車車種リスト」（以下、「リスト」という）を発表し、自動車取得税減免の対象となる新エネルギー自動車車種の管理の強化、標準化を実施します。「リスト」に掲載された新エネルギー自動車を購入する際には、規定に基づき自動車取得税の減免政策を享受することができます。

「リスト」に掲載されている新エネルギー自動車に対しては、新エネルギー自動車生産企業あるいは輸入販売業者（以下「自動車企業」という）は、「自動車完成車出荷合格証明書」、または、輸入自動車の「車両電子情報シート」（以下「車両電子情報」という）をアップロードする際に、「自動車取得税の減免対象の有無」欄に「はい」（つまり軽減免税マーク）をマークします。また、「リスト」に掲載されている「電池交換式」新エネルギー自動車については、さらに「『電池交換式』新エネルギー自動車であるか否か」欄に「はい」（つまり電池交換式マーク）をマークする必要があります。工業・情報化部は、自動車企業がアップロードした車両電子情報のうちの軽減免税のマークと電池交換式のマークを検証し、検証に合格した情報を税務総局に伝送します。税務機関は、工業・情報化部による検証後の軽減免税マーク、電池交換式マーク及び自動車販売統一発票（または有効な証憑）に基づき、自動車取得税の軽減免税手続を行います。

四. 自動車企業は車両の電子情報が車両製品と一致することを保証し、販売業者は正確な発票を

発行する責任があり、虚偽の情報や資料の提供により自動車取得税の税金が流出した場合、「中華人民共和国税収徵收管理法」及びその実施細則に基づき処理されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n371/c5205526/content.html>

2.【税務総局 財政部公告 2023 年第 11 号】研究開発費の追加控除を享受するための予納申告政策の最適化に関する公告

企業の革新的発展をよりよく支援するために、「中華人民共和国企業所得税法」及びその実施条例等の関連規定に基づき、研究開発費の追加控除優遇政策を享受するための予納申告政策の最適化に関する事項について以下のとおり公告します。

- 一. 企業が 7 月に、法人所得税の予納申告をする際に、第 2 四半期（四半期ごと予納の場合）または 6 月（月次予納の場合）の研究開発費を正確に集計し計算できる場合、自社の生産経営状況に基づいて、当年上半期の研究開発費について追加控除政策を享受することを選択可能となります。7 月の予納申告の際に、優遇政策を享受することを選択しなかった企業については、10 月の予納申告または年次確定申告の際に、研究開発費を正確に集計し計算できる場合、自社の生産経営状況に基づいて、10 月の予納申告または年次確定申告の際に、統一的に享受することを選択できます。
- 二. 企業が 10 月に、法人所得税の予納申告をする際に、第 3 四半期（四半期ごと予納の場合）または 9 月（月次予納の場合）の研究開発費を正確に集計し計算できる場合、自社の生産経営状況に基づいて、当年 1~3 四半期の研究開発費について、加計控除政策を享受することを選択可能となります。10 月の予納申告の際に、優遇政策を享受することを選択しなかった企業について、年次確定申告の際に、研究開発費を正確に集計し計算できる場合、自社の生産経営状況に基づいて、年次確定申告の際に、統一的に享受することを選択できます。
- 三. 企業は、研究開発費の追加控除優遇政策を享受するために、「実際発生・自己判断・申告享受・関連資料の後日調査ための保存」という方式を採用し、実際に発生した研究開発費支出に基づき、追加控除額を自ら計算し、「中華人民共和国企業所得税月次（四半期）予納納税申告表（A 類）」に記入して税収優遇を享受し、かつ追加控除優遇を享受した研究開発費の状況（上半期または 1~3 四半期）に基づき「研究開発費追加控除優遇明細表」（A107012）に記入します。「研究開発費追加控除優遇明細表」（A107012）は規定されたその他の資料とともに後日調査に備えて保存します。
- 四. 本公告は 2023 年 1 月 1 日から施行されます。『企業の研究開発費の追加控除を享受するための予納申告政策関連事項に関する税務総局の公告』（2022 年第 10 号）は同時に廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5205530/content.html>